第百四十六条第二項の表第百二十七条第一項第四号の項中「第百二十七条第一項第四号」の下に「（青色申告の承認の取消し）」を加える。

第百四十七条の三の見出し中「確定申告に係る」を削り、同条第一項中「提出した」の下に「中間申告書（第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）又は」を、「により」の下に「第百四十四条の四第五項第一号若しくは第二号若しくは第六項第一号に掲げる金額又は」を加え、「）若しくは」を「）、」に、「）又は」を「）若しくは」に改め、同条第二項中「確定申告又は連結確定申告に係る」を削り、「提出した」の下に「同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の」を加える。

第百五十九条第一項中「に係る法人税額）に」を「）に」に、「退職年金等積立金確定申告に係る法人税額」を「退職年金等積立金に係る確定申告」に、「外国法人に対する準用」を「申告及び納付」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）を「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付」に、「第百四十四条の十三第十二項」を「第百四十四条の十三第十三項」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の二中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第十二条第六項中「更正請求書に」の下に「控除対象外国法人税等の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「その」を「当該金額の」に、「は、当該金額」を「の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額」に改める。

第十六条第二項中「若しくは」を「、若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第六項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項第一号に規定する前課税事業年度又は同号ロ⑴に規定する連結開始前課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定によりこれらの課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該地方法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

第十七条第一項中「法人税法」を「前条第一項各号列記以外の部分に規定する法人で、法人税法」に、「提出する法人」を「提出するもの（還付請求法人を含む。次条において「仮決算中間申告法人」という。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項、同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項又は同法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付の請求をするものをいう。

第十八条中「前条第一項に規定する法人」を「仮決算中間申告法人」に、「同項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十九条第五項第一号中「第七十五条の二第六項若しくは第八項」を「第七十五条の二第八項若しくは第十項」に改め、同条第六項第三号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第二十三条第一項中「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に、「第八十一条の三十一第四項」を「第八十一条の三十一第六項」に、「第百四十四条の十三第十二項」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第百四十四条の十三第十三項」を「第百四十四条の十三第十四項」に改め、同条第二項中「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項」を「同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項」に、「第百四十四条の十三第十二項」を「第百四十四条の十三第十三項」に改める。

第二十七条第一項、第三十条、第三十五条及び第三十六条中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号中「個人で」を「次に掲げる者であつて、」に改め、同号に次のように加える。

イ　一時居住者でない個人

ロ　一時居住者である個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

第一条の三第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの

⑴　当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもの

⑵　当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの（当該相続又は遺贈に係る被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

第一条の三第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの（第一号に掲げる者を除く。）

第一条の三第二項中「おける前項第二号イ」を「おける前項第一号ロ又は第二号イ⑵若しくはロ」に改め、同項各号中「前項第二号イ」を「前項第一号ロ又は第二号イ⑵若しくはロ」に、「五年」を「十年」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一時居住者　相続開始の時において在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一（在留資格）の上欄の在留資格をいう。次号及び次条第三項において同じ。）を有する者であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

二　一時居住被相続人　相続開始の時において在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三　非居住被相続人　相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該相続に係る被相続人であつて、当該相続の開始前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうち当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）又は当該相続の開始前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。